

つずぬにいたしましたも計画と現在の予算と大差違ふということ
ございませうけれども、今後補正をもうして、教房のうきますと計
画の教房に大差違ふんではないかと考えているわけでございます。
大差簡単な説明でございますけれども、教房につきましても担当か
ら申しあげたいと思います。

。企画調査課長（史多田利君） ただいま市長が申しました点の補
足を申しあげます。金額の点でございますが、先ほど田村議員さん
からご質問がございました八億一千八百八十六万円が四十七年度の第
一計画であるという金額になっております。たしかに計画ではそういう
ことで、この計画が作られた時点というものは昨年五月頃作られてお
り、議会にご提出申しあげましたのが昨年十一月に出されております
が、さらに本年度予算編成につきましても七月に予算編成
をいたし、その際に市長が予算の編成方針については指示をいた
しまして、それにもとづきまします公共整備を重点的に出した
わけでございます。その際金額にみましても中には相当増額になって
おるところもありませんし又一部減額になっておるものもございます。

したがって現在計画の中で、この市長がふれましたが、都市計画の道
路へのこの用地買収については東口開発の関係より関連がありま
すので、これを検討いたしました。現在のところこの計画の中よりはず
してあります。それから児童福祉の関係で、ふ小、大小の児童課
育については四十七年度に計画してありますものを、開設を四十七年
四月に行おうという関係で、これは補正でお願いいたしました。四十六年度
で廃止しているということで三百四十五万円の減額になっております。
なお公共下水道と流域下水道の分担金については先ほど市長がふれた
ようなことで、現在当初予算にはのっておりません。それから中央図書
館の用地買収については基金を考えているわけでございます。それから
合せまして現在の計画事業費としては七億九千八百四十六万円の計
画になっておるわけで、予算措置としてこの部分が六億八千九百三十四
万円、ふだけの金額を予算に計上してあります。なお先ほどの国
書館と公共下水道、流域下水道の負担金等を入れます。今後補
正されますと約一億二千三百万円ばかりの追加が必要となるとい
います。計画の金額としまして八億一千二百万円くらいになるということに

はります。内題は四十七年度の公共事業の計画についてもこの五月頃またワーキングされるわけでございます。都ではすでにワーキングされまして四十九年度までの計画を一部変更いたしました。五十年まで張っておりますけれども、これに合せまして市といたしまして四十七年、四十八年、四十九年、五十年とまたワーキングして行くわけでございます。したがいましてこの計画の提出はおそろくはつきりした線がでてくるのが五月頃また編成がえしまして、五十年までの計画をやりなおすということにはなりますが、金額としましては先ほど指摘されました八億円の計画になつておりないということでございます。臨合的になります。八億円ぐらいになつておるとみております。

。田部市郎君） 主席から再質問をさせていただきます。

ただいま私の質問に対しお答えをいただきましたありがとうございます。しかし私は新人ゆえに質問が非常にへたなため質問内容のポイントが市長に理解できない点もあり、まただいまうお答えでは私も納得できない点がありますので重複する質問になります。市民に対する説明の件として、市民が納得できるようなお答えをいただきたいのでござ

います。

まず最初の質問は予算編成について、一、二、三、四の点についておれかとお尋ねしたけれども、横割にされたやつで市長は一つの点で今までのように課長と相談して提案された。まただいまうお答えでは市長ももうそのこと、市分市民の意見を反映していることを申されておりますが、今後大分市でも市民の意見を聞くのは義務であります。ご議会人等々の意見も市分人などでいただき、予算編成についてお願ひしたいのでございます。

次に方針でございますが、この点は先ほどの施政方針を聞きますとどうしても総括的に聞かえ、又施政方針の文書でもそのように感じられますが、予算の内容と違つてくるのでお尋ねしたのでございます。この点についてはもう市分予算編成権が市長にありますので方針がいい悪いは申しあげません。了解いたします。

次に計画事業と予算の関係ですが、この点について市長と担当課長との話しが違つたように聞かえるのですが、まず市へに両方をぶつちやにして、順序をかえて、市長がこうだったからこうだということでは市長と課長

かり順序にもう一度お答え願いたいと思ひます。この三カ年計画事業は五月にされたということはいわね。又七月に予算編成が始まつたということにばう。若千の予算等に人間的が足じたということとてございませう。それと先ほどの計画は市長のお答えですと予算要求のための作成のものであると。それならばなんで予算要求の本当にもとずき岡田都にいつかは各目でお求めされつると思ひます。その点の内容を發表をしていただきます。又その内容をただいま実行できない分の経過説明もあると思ひますが、これは書類でございます。あくまでこれはこうだからという資料の提出を後日お願ひすることになつて思ひます。思考するに本事業計画書、すなわち予算面を求めのための資料にすぎなれば計画事業と書かばいので「事業予算要求計画書」とも書いて議会に提出していただければ誤解がないと思ひます。しかしちやうとふに落ちない点は、ただいま市長が広報にふれまうた「広報ふっさ」一月号の内容について市長はこれを本當に十分自分のために検討されたか、その内容をきくと新春座談会のページの三段目の中びうに「このためさしせまつた大事業である下水の通事業を今々む



建設事業を進める中で、市民体育館、図書館、公民館などの文化施設の充実をはかりたいと思ひつております。詳しい計画は別表(六ページ参照)のとおりですが、本日はこの文化施設の面を皆さんからいつうとご意見を聞きたいと思ひます。となつております。ついでまた広報の四ページには「蔵書十万冊の図書館を四十八年度に建設」と出ております。十万冊というと膨大なものでございませう。さらに六ページには「下水通事業は昭和四十七年度から調査を開始、四十八年に三小分枝、四十九年には中三小分枝建設、昭和四十七年度の四十九年度の公共施設整備計画、このたび昭和四十九年度までの福生市公共施設整備計画が次のとおり決まりました。」とあります。決まりました。ということはお決まりましたこととありますが、本日は議会で正式な提出もなぐ単なる全協で發表されたもので議会軽視もはなはだしいと思ひつております。この点についていかようにお判明になりますか。本広報は福生市内全戸に配布されてつるもので、市発行の広報の供給は市が上級官庁に同じ合せていたところ、市発行のものであれば官報にひいものであり、個人の利益誘導、ならぬに宣伝又は

営業広域等はできない。そして市の行政中心よりで極めて公平の
 度合いが高いものであると聞きました。本広域に対する市民の認
 識は絶対に正しい内容のものであると信ずるものであります。しか
 らに計画と実行が、先ほどのご答弁では今後やるということではな
 り数度の差があります。バラ色り未来を市民に約束するがごときは
 市民、議会人とも思ふ養することはなほだしいと思ふのであります。
 考え事に事業計画と広域と四十七年度新予算が当然一致するとい
 ふ市民は考えるところです。市長はこの問題で市長選が終るから
 一億二千万円の膨大な金額を現在の予算金額にのせられるやいなや、
 この点もはつきりのせられるならば三分の一でも四分の一でも、
 例え二千万円でも各項目別にのせのせでおかないか、市長の答弁の中で予算が決
 まらなければ予算にのせられないと、これはどうして市長の考えはうか
 うんではないかと伺います。国、都の補助金は概して今までにも
 市町村の予算にのせ、しかもそのうちに国、都の補助金がつくやに
 前きりよんであります。この点も合せてご答弁願います。
 私は本問題に対し市長の政治生命にかかわる市民に対しうなづ
 かりたい。

ついてお伺いすることとさせていただきます。誠意あるご答弁を望むもので
 あります。私も市長の同大と私も自認しております。
 広域に数度までおしき発表したということとは、これができないということ
 は非常に残念でございます。議会人が納得しても市民が納得で
 きないと考えるもので、本件は是非とも理事者の方で組みかえられます
 ように要望するものでございます。
 又四十八年度、四十九年度の計画は元の内容がばたしてこれができな
 いかどうかということも私は心配いたします。有能な市長さんであり、
 市長就任のときに地税法で苦しむ、四十九年度の膨大は十六億
 円というとおそろく四〇%の事業費で、今年度の事業費は二八%くらい
 と思います。仮に四〇%できたとしてもおそろく四十九年度の予算
 算は四十数億円を一般財源で組まなければ十六億円に近い予算
 はできないのではなからうかと伺うのでございます。これを広域にのせたら
 無理しますとまた地税法にならんとはいえないと思ひます。市を愛し
 ますので是非とも実行可能な範囲で広域にのせるときには金額等
 はあまりはつきりうたないで、うたえは必ず実行するんだということ

になり、可能な範囲でもう修正して、又この計画事業というものは市長側から言えば議会の議決を得たことではないと思えますが、議会の大体の承認を得り来りて正式に修正して今後提案等され来りて正確認されりかへ審いと思えます。

いろいろで預内いたしました、これらについで市長から細かくご答弁をお願いたします。

○市長（石川清太郎君） おちがあるかも知れませんが、このたびにこの発言願いたいと思えます。

この計画でございますが、こういうものの計画は都にも前したのでございますが、都におきましても知事部局におきましても都議会に諮しはばく発表してあるということでございます。この前の議会でもつてご要望がございまして計画を発表した方がよろしいのではないかとこのことご発表したのでございますが、いろいろご注意いただきありがとうございます。した。今年五月にまたあらうおしまして四十八年、四十九年、五十年度と新しいものを作つてまいりますのでその節には金額等は入れずにご提示しようと思っております。二前後いたしますが四十七

年度におきましては先ほど申しあげましたように国債というものがあつてまいりましたので七と三とを新設しなればならないだろうと、もしそういう

場合になりますと国庫借入は四十八年になるんじゃないかということをお願いいたしますが、これは同じと申します、現実におきまして流域下水の

風類がはっきりわかりました、四十八年に敷居をいたしてまいります、これはまだ分損金の方法等が決まらないう状態でございますので、

流域下水についてはほかの市におきましても予算計上はされておらないと思えます。あるいはあるところもあると思えますが、これは公営下水道の

調査設計費でございますが、昭島市に対する道義的は内題、現実の内題といたしましては設計がはっきりしないということ、これは合

流式であるか分流式であるかという内題がありまして、都の下水道局の案ですと合流式でございます、最近建設省において

はすべて分流式という考えになつてまいりまして大変迷惑を受けているわけでございます。そういうはっきりしない点でございます、今少くも

せんとはっきりしないということもある設計委託料も計上すべきだった

きまりと変更と申しあげましたけれども、これも大きな差はございまして三ヶ年つづきに提出することになつておりますので、本年五月には四十八年、四十九年、五十年と三ヶ年の計画を提出することにばるおります。この広報にのせますときに私としまして配慮が足りませんで、少々慎重を期して発表すればよろしかつたのですが、兄の点で迷惑をおかけし深くお詫言申しあげ、又四十七年度の計画は元々大きな差はないということとを申しあげまして、訂正させていただきます。

○田村市郎君 市長の回答にはまだ不十分であります。予算審議にのりて細部に予算計と計画、数字でもう私は市民が納得できるような質問させていただきます。今日の私の一般質問はこれで終りといたします。

○議長（米次慎男君） 次に二番 小松菊三君

（二番 小松菊三君 登壇）

○二番（小松菊三君） 地域住民の代弁者として本日一般質問の機会を蒙つていただきまして心より感謝申しあげます。次でござい

今朝はどの市長の四ヶ年度の施政方針の中にあります。健康で安全で、快適ということには私も心より賛同いたすものであります。私は公園のようによい空地利用による小公園および駐車場の設置について質問いたす次でございしますが、この問題は過去に何度も先輩議員よりいふたこととなく質問されておりますが、私はあえて本年度問した次でございします。

それは去る二月一日付け産経新聞都下版に府中市の公園計画が大きな報道されました。内容は公園に遊歩場を、昭和四十六年から市民に呼びかけを造った「ゆきし広場」七十九ヶ所、延べ面積八万七千四百九十平方メートル、これでもまだ不足と空地を遊歩場に提供してほしいと市民に呼びかけている。この計画は同市が交通事故の激減から公園を守り、安全な遊び場を思いっきり遊んでもらうと一町内へ公園の建設を目標で始めたが、市の予算だけで用他の確保が必ずしも難しく頭を悩めたところから、より空地の地主が三年以上無償で市に貸してふた場合は固定資産税を都府県に画税を無税にするというものであります。この取組がみごとになり

提議者がお一人お一人、市民の善意と市の誠意がみられる。今では当初計画をばるかに一回り一町会二公園になつてゐるという内容でありました。

私は市議会選立候補の際、子供の遊び場の設置というものをピジョンにもったひとりとて強くひかれました。又市長の四十七年度施政方針演説の中でも児童遊園地は是非とも設置したい。しかし用地難ということもあるが、実現にむかひたいということでもあります。この問題は少なくとも私より以上に担当課長および理事者は一大決心をもつて読んだことでしょう。さつぱり該当の府中市に同じ合せてのことと存じます。子供の遊び場がほしい、商店街に駐車場がほしい今の福生市民の間には小さな不満が数多くあることと申さうであります。又一つ例をとりますと、昨年九月九日付け産経新聞に報道されました町田市、村山市、つぎやる課へにしても、市民意識に応じたサービス本意の機構改革が成功しないのではいかと考えるものであります。わが福生市においてもこれのやりかたではならぬ、大事業が小積りしてあります。財政が乏

しい関係で市民の希望に十分答えないと理事者はいつてゐるようでございますが、しかし新しい財政の中で時代になつた新しいいうデブを取り入れて成功した例であります。最も新しいニューズは三月一日付け朝日新聞によると、府中市は環境保護条例制定として緑地、日照、自然の保護をねらつた自然環境保全条例案をまとめ、三月定例会にはかるという、いわゆる福生市というならば、ふくろ等の保護がこれにあたると思ひます。この点についても今後考慮したいと思ひます。そういうことで、本市においては細々ながら各町を見習つていうデブを取り入れ、一段と市民の安全にとり込んで行政を取り入れて市民にこなえていたことを切に希望いたします。

私はこの点について、土地利用の件であります。たまたま市街化区域の農地の用地はみ課税の条例改正のありから提供者が租当出ると考えますが、土地利用による遊び場、駐車場等の設置に對してどのような考えがあるか、市長からご答へ願いたいと思ひます。読まうと、基地対策について願ひいたします。

この基地対策の件でございますが、去る三月七日の自由新報に、健康な

文化都市造りに全力、基地の町瑞穂町に根をのこした自信と信頼
——とうとうタイトルでもうね瑞穂町長の談話が大きくコミニュケーションさ
れております。この内容にふれてみますと、「もうろん基地なんかいい方が
いいにきまっています。むしろ国策として条約があり、米軍基地を認め
ている以上地方自治体の力ではどうにもならないことで、中央政治といわれる
かも知れませんが、反対をきりぶよりむしろおかれた環境の中で住民の福
祉向上に尽力をつくすのが業務」と、このように町長は語っております。
又「騒音で一番困っているのは町民です。それから民家に対する補助
がないということはいったいどういふことだろう。町民の活動源は熟睡す
ることにあり、それが妨げられている現状を見るのがすめりにはいかない」とこの
ように瑞穂の町長は語っております。
おもしろく当市においてはこの問題には市長はじめ同僚見のものと
観察いたします。又この見返りの拡大等については各府庁に依り
歩いて説得運動は少なくとも瑞穂町にまさるとも劣らないものと
信じており、各先輩諸氏も周知のとおりと思っております。
そこで私は基地対策の内容についてふれてみたいと思っておりますが、

基地対策の中、防犯費の一部については隣接防犯事業費、
騒音防犯事業費、又活用各種事業費、民生費補助事業
費、安全措置事業費、施設周辺補償、というふうに分けてあ
るようですが、この項目にも一番該当する基地周辺の福生市民に對し
て、基地対策費を使用してこの十数年間どのような事業を行な
ってきたでしょうか、私が知っている限りでは中五ゲートから始まる基地
排水路と数年目にして実現した市へ九五号のサではなかろうかと思
います。私はよく東京都二十三区と三多戸の格差是正など耳にいた
しますが、今の福生市にも格差がはっきりしているところがあることを
念じているのではなかろうかと思つきます。騒音と一酸化炭素に明け
暮らしている市民に對します何をしてやらうか、この際
理事者においてはえりを正し少なくとも基地対策経費、いわゆる防犯
費の活用に対しては基地周辺の住民に對し恩恵のある、見返りのある
事業を行なうべきだいても過言ではないうか、市道九五号は
文脈にできより念願のあった付近住民は非常に喜んでおります。
しかし防犯灯もない、道路の交差点に回転灯もない、反射鏡も

はい。それと消化税があるもその標式もはいような状態にあることは市民に対するサービスが欠けているものと考えます。私はあえてお願いいたしますが、現在の基地周辺の住民感情にこたえて、先ほどの遊園地の問題に関連いたしますが、まず基地周辺の方たちに防衛費を利用して安心して遊べる子供たちの公園の設置と、それと現在福島市民全員が注目しているところである東地区の基地施設が横田に集約されることによる米軍人および家族の増加が必須でありますので、それにとらわれておろしく文川基地の自衛隊施設反対のようなデモが相当横田基地に集約されるものと思われれます。そういう治安維持の安全をはかるためにも急拠基地周辺に派出所の増設をお願いし、今後防衛予算等を利用してそういうものを設置していただくよう私は地域住民の願いを切に申しあげ、その回答を市長にお願ひ申しあげる次第でございます。

以上私の陳述は大変駄弁でございますが、これで終らせていただきます。

(市長 石川常太郎 答へ)

○市長(石川常太郎君) 回答申し上げます。

最初の土地利用のふ公園、駐車場の問題でございますが、各市の例を上げられまして、きわめて適当なご質問でございます。

以前にもそういう要望がございました。ただいまいろいろ議員さんにもお話をしをいたしまして、一か所確保できましてよろしいと思いますが、福生としても

努力を続けてまいります。お尋ねの税金の問題でございますが、公益のために直接専用する固定資産税については、必要と認める場合には固定資産税は減免することができるという法律がございます。

市とが町会等に提供していただきます。す特定多数が利用する場合に公益性があるとして減免してもさしつかえないと考えます。

今後提供して下さる方がおられまう。場所にもよりますけれども、喜んで使われるといたしたいと心うけでございます。なお一層私どもも積極的に心掛けてまいります。

基地対策につきまうはまったくと税のとおりでございます。基地周辺の方には格別のご迷惑をおかけしてまいります。こうした東地区の部隊が横田に集約されるということもございまして、この際教多く